

平成27年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年12月18日（金曜日）

○議事日程（第5号）

平成27年12月18日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第84号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第62号 尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第63号 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第64号 尾鷲市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第65号 尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第66号 須賀利大池及び小池保存管理委員会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第67号 尾鷲地区福祉有償運送等運営協議会設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第68号 尾鷲市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
- 日程第10 議案第69号 尾鷲市健康づくり推進協議会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 尾鷲市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第72号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第73号 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正
について
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて
- 日程第 2 0 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の
議決について
- 日程第 2 1 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 2 議案第 8 1 号 平成 2 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 3 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 2 4 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3
号）の議決について
- 日程第 2 5 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の
議決について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 6 陳情第 2 号 上水道給水区域の拡張についての陳情
- 日程第 2 7 陳情第 3 号 新規採石事業の中止を求める陳情
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 8 発議第 1 2 号 新規採石事業を認可しないよう求める意見書につい
て
(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議員

2 番 内 山 鉄 芳 議員

3番 中平隆夫 議員	4番 田中 勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南 靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 専 作 君
教育委員長	森 下 龍 美 君
教育長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君

監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

千 種 伯 行 君
深 瀬 由 佳 子 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

内 山 雅 善
岩 本 功
松 永 佳 久

[開議 午前10時03分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

[市長（岩田昭人君）登壇]

市長（岩田昭人君） おはようございます。議長のお許しを得まして発言させていただきます。

私の7月から9月までの3カ月間10%の給料減額につきましては、新田町地内配水管布設がえ工事、及びその後の関連修繕の大きなミスを初めとした、これまでの予算書の誤りを初めとする不適切な事務処理に引き続き、合併浄化槽設置整備事業補助金に係る事務における不適切な事務に対し、管理監督上の責任を明らかにするために行ったものであります。

しかしながら、本年6月の第2回定例会における奥田議員の質疑の2回目の答弁の際の、「今回の場合は、市民の皆さんから直接に御迷惑をおかけしたということで、私の減額処理をすることにしました」と発言しましたが、今回の場合はという発言が、合併浄化槽設置整備事業補助金に係る事務における不適切な事務の案件のみをもって減給処分となるような誤解を招いたことは、大変申し訳なく思っております。

つきましては、この今回の場合はという発言につきましては、誤解を招いた発言であったと反省するところであり、総務産業常任委員会を初め、議員の皆様にも御迷惑をおかけすることになりましたことに陳謝を申し上げます。

今後は、このようなことを繰り返さないよう心してまいります。申しわけございませんでした。

（「議長、済みません、一言だけ」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、今、減俸処分の理由の説明についての釈明をされましたけれども、市長の本会議場での説明で、複数の議員が以前に聞いた内容と全然違うではないかと思うような発言は、トップの市長として好ましいことではな

いと私は思います。二度とこのようなことがないように切にお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） ただいまの奥田議員の発言については、特別に許可をいたしました。内容につきましては、議長が言うべきことでもありますから、議会としてこういう発言があったということ、市長、肝に銘じていただきたいと思いません。

それでは、議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第84号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回追加議案として提案しております議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第84号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本市を被告とする慰謝料等請求事件に対し、去る11月27日に津地方裁判所において判決が出され、この判決を不服として原告から名古屋高等裁判所に今月8日付で控訴状が提出されました。このことから、その弁護士費用を補正予算として計上するものであります。

お手元に配付の平成27年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算総額を101億8,690万4,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

3 ページをごらんください。

17 款繰入金、1 項基金繰入金は、今回の補正財源として財政調整基金から 31 万円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

4 ページをごらんください。

4 款衛生費、2 項清掃費は 31 万円の増額であります。これは、国家賠償法に基づく損害賠償の請求に対応するための弁護士費用であります。

以上をもちまして、議案第 84 号「平成 27 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において予算決算常任委員会を開催していただきますのでよろしくお願いをいたします。なお、委員会の開催は、10 時 20 分からといたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前 10 時 11 分〕

〔再開 午前 11 時 01 分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第62号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について」から日程第25、議案第84号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」までの計23議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました23議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

〔7番（三鬼和昭議員）登壇〕

7番（三鬼和昭議員） それでは、私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第62号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について」、議案第63号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、議案第64号「尾鷲市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第72号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第73号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、議案第74号「尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」、議案第78号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、以上7議案につきまして委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月10日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第62号から議案第64号までの3議案及び議案第73号、議案第74号、議案第78号の3議案、計6議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第72号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、生活文教常任委員会、田中勲委員長。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） それでは、御報告いたします。

私ども生活文教常任委員会に付託されました議案第65号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の制定について」、議案第66号「須賀利大池及び小池保存管理委員会設置条例の制定について」、議案第67号「尾鷲地区福祉有償運送等運営協議会設置条例の制定について」、議案第68号「尾鷲市老人

ホーム入所判定委員会設置条例の制定について」、議案第69号「尾鷲市健康づくり推進協議会設置条例の制定について」、議案第70号「尾鷲市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について」、議案第71号「尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について」、議案第75号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」、議案第76号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第77号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、以上10議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る12月11日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました10議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

よろしく御審査賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第79号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第80号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第81号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第82号「平成27年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第83号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第84号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、以上6議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月15日、16日及び本日の3日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査した結果、議案第79号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の1議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、議案第80号から議案第83号までの4議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本日追加議案として提出されました議案第84号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきましては、賛成多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第79号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の審査におきまして、債務負担行為補正として計上されている各施設の28年度以降の指定管理料については、その算出根拠が明確となる詳細かつわかりやすい資料を提出すべきとの指摘があったほか、今後、事業完了後の決算段階においても、同様にその決算内容の詳細な報告をいただくよう意見がありましたことを申し添えさせていただきます。

また、本日、追加議案として提出されました議案第84号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきましても、市内水道事業者から国家賠償法に基づく損害賠償請求を求める訴えに対する判決が本年11月27日にあり、同判決を不服とした原告が控訴の手段をとったことから、これが名古屋高等裁判所に受理された場合、市として応訴する必要があるということで、その弁護士費用として補正予算に計上されたものであります。

このことにつきましては、去る8月11日開催の第5回臨時会において、本市が敗訴した場合の市長の政治的責任について岩田市長御自身から明確な意思が示されているところでございますが、本日の当委員会においても、仮に二審で敗訴となった場合は、市長として政治的責任をとるということが確認されましたので、御報告をさせていただきます。

以上、申し添えさせていただき、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたしま

す。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第62号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第63号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第64号「尾鷲市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第65号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

举手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第66号「須賀利大池及び小池保存管理委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の举手を願います。

(举手多数)

議長（村田幸隆議員） 举手多数。

举手多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第67号「尾鷲地区福祉有償運送等運営協議会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の举手を願います。

(举手全員)

議長（村田幸隆議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、議案第68号「尾鷲市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の举手を願います。

(举手全員)

議長（村田幸隆議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第10、議案第69号「尾鷲市健康づくり推進協議会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の举手を願います。

(举手全員)

議長（村田幸隆議員） 举手全員。

挙手全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第11、議案第70号「尾鷲市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第12、議案第71号「尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第13、議案第72号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

議長(村田幸隆議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第14、議案第73号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第15、議案第74号「尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第16、議案第75号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第17、議案第76号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第18、議案第77号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第19、議案第78号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第20、議案第79号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

議長(村田幸隆議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第21、議案第80号「平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第22、議案第81号「平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 8 1 号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第 2 3、議案第 8 2 号「平成 2 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第 2 4、議案第 8 3 号「平成 2 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第 2 5、議案第 8 4 号「平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第 8 4 号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第 2 6、陳情第 2 号「上水道給水区域の拡張についての陳情」から日程第 2 7、陳情第 3 号「新規採石事業の中止を求める陳情」までの陳情 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題の陳情 2 件につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

〔7番（三鬼和昭議員）登壇〕

7番（三鬼和昭議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託されました陳情第2号「上水道給水区域の拡張についての陳情」、陳情第3号「新規採石事業の中止を求める陳情」の2件につきまして、当委員会において慎重に審査いたしました結果、陳情第2号及び陳情第3号とも、全会一致をもって原案のとおり採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、陳情第3号「新規採石事業の中止を求める陳情」につきましては、審査の中において、採石業の許認可権が県にあることから、議会として意見書を作成し、三重県知事宛てに提出すべきとの提案がありましたので、申し添えいたします。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

最初に、日程第26、陳情第2号「上水道給水区域の拡張についての陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第27、陳情第3号「新規採石事業の中止を求める陳情」の採否の

決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第28、発議第12号「新規採石事業を認可しないよう求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（村田幸隆議員） ただいまの議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

7番、三鬼和昭議員。

[7番（三鬼和昭議員）登壇]

7番（三鬼和昭議員） それでは、意見書（案）の朗読をもちまして発議第12号の提案理由の説明とさせていただきます。

新規採石事業の認可をしないよう求める意見書（案）。尾鷲市大字南浦字三田谷地内の水道水源である矢ノ川上流における岩石採取計画の認可申請について、尾鷲市大字南浦1987の2、株式会社資弘商会から三重県知事宛てに提出され、現在、三重県が尾鷲市長に意見聴取を行っている段階ですが、当該地域における新規採石事業の認可申請については、平成24年に他業者からも提出されており、尾鷲市議会として、当時、地元漁協などから提出された、新規採石事業に対する反対を求める請願、新規採石事業の中止を求める陳情を採択し、平成24年9月10日付で三重県知事宛てに、新規採石事業を認可しないよう求める意見書を提出した経緯があります。

今回、株式会社資弘商会から提出された新規採石事業の認可申請についても、別紙のとおり三重県漁業協同組合連合会、尾鷲漁業協同組合、大曾根漁業協同組合及び三重外湾漁業協同組合から連名にて、新規採石事業の中止を求める陳情書が尾鷲市議会議長宛てに提出され、平成27年12月18日、本日ですが、当市議会本会議において、全会一致で採択したところであります。

前回提出した意見書にも記載しましたが、漁業を取り巻く情勢は好転しておら

ず、依然、漁獲量の減少、魚価の低迷並びに漁場環境の悪化等により大変厳しい状況が続いております。

現在、採石業が操業されていない矢ノ川は、昔の清流の姿を取り戻しつつあり、尾鷲湾の環境についても、今後、同様に昔の姿を取り戻すものと考えておりますが、ここで、新たな採石事業により山が削られ雨が降るたびに泥水が尾鷲湾に流れ込むようなことになれば、再度漁場環境が悪化し、沿岸漁業に比重が移り、定置網及び養殖等が主となりつつある尾鷲の漁業は、壊滅状態に陥ることが危惧され、湾内での漁業をなりわいとしている漁業者にとって死活問題となることは明らかであります。

平成27年12月4日付で、尾鷲湾濁水問題協議会により市長に提出された、株式会社資弘商会在が申請する岩石採取計画認可申請に対する意見についての中においても、食のまちづくりを掲げている本市において、水産物を抜きに食のまちづくりを進めることができない、三重県南部地域は漁業においても重要な地域となっており、漁場環境の保全は、県、市においても重要な位置づけである。このような状況の中で、尾鷲湾の漁業等へ深刻な影響を及ぼす新規採石事業を認めることはできないと示されているところであり、また、これまで断片的に関係事業者等により行われている採石業等による濁水の尾鷲湾における海底環境の変化や生態系等への影響について、県による将来的なシミュレーション調査などの必要性が訴えられております。

採石事業の認可申請についての趣旨は、当議会としても十分に理解できるものの、新たな計画地は尾鷲市水道水源の上流でもあり、市民生活に欠かせない飲料水への影響も懸念されることと、あわせて、現在の状況では、採石業者が未然防止に努めても、濁水の発生に起因する被害の発生を防止できないことは過去の事例においても明白であり、漁業環境を今以上悪化させる可能性を完全に否定することはできません。よって、三重県知事におかれましては、陳情者からの切なる訴えと当地域の諸事業をお察しいただき、今般、申請されている新規採石事業の認可をしないよう求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第28、発議第12号「新規採石事業を認可しないよう求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

議長(村田幸隆議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆様方、大変お疲れさまでございました。

去る12月1日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、本定例会におきまして、予算書及び予算説明書に誤りがありましたことや、審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見をいただきました点につきましては、以後十分心してまいりたいと存じます。大変申しわけございませんでした。

議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

て、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 去る12月1日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成27年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時41分〕